

## 会 議 記 録

会議名称	平成 18 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 19 年 2 月 6 日 (火) 午後 4 時 00 分 ~ 午後 5 時 43 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 杉本、中村、目加田、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、行政改革担当副参事、行政管理担当課長、企画調整担当係長
配布資料	資料 1 各委員による外部評価表 資料 2 個別外部監査テーマ推薦候補一覧
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成 18 年度行政評価に対する外部評価について (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について (3)今後のスケジュール等について 3 閉会

会長 それでは、ただいまから平成18年度第4回目の杉並区外部評価委員会を開かせていただきたいと思います。

最初に事務局の方から資料の確認でございますが、きょうは一番重要なテーマといたしましては、各委員の方に評価をしていただきました外部評価についての取りまとめと外部監査テーマ候補の推薦の2点が、大きな議題でございます。

それでは、事務局の方から資料等の確認をお願いしたいと思います。

行政改革担当副参事 はい。それでは、私の方から、まず配付資料の確認をさせていただきます。まず資料1ですが、委員の皆様からご提出いただきました外部評価表です。

資料2といたしまして、委員の皆様からご推薦いただきました個別外部監査のテーマの推薦候補の一覧表をつけてございます。資料番号がございませんが、その他の資料といたしまして2点ございまして、これまでの過去の個別外部監査テーマの一覧表と、総括意見についてという記入シートがつけてございます。資料につきましては、以上4点ということになってございます。

資料の説明については、以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、議事次第の1番目の行政評価に対する外部評価ですが、概要の説明を事務局からご説明をお願いします。

行政改革担当副参事 では、簡単に外部評価、きょうの資料の1の概要をご説明いたします。

資料1ですが、これは安全・安心分野から順番に6分野つづっております。まず政策についての評価表、それから、区の評価、外部評価、それから外部評価に対する所管の対処方針（案）ということに記載されております。今回から、外部評価委員会報告書に対処方針を入れることになっております。まだ、外部評価そのものの内容も固まっていない状態でございますので、あくまでも、この対処方針につきましては、案ということで、この委員会の中での参考としていただければと思います。

政策の次は、政策にぶら下がっている施策、同じような順序で記載されております。それで、その分野の最後に、区民アンケートの評価、それに対する対処方針（案）となっております。最後に財団等経営評価、勤労者福祉協会など5団体について、事業の内容、内部評価、外部評価、そしてこれも対処方針（案）となっております。

外部評価表の概要としては、以上でございます。

会長 はい。ありがとうございます。

それでは、今事務局からお話ございましたとおり、本日は、主として各外部評価委員からの外部評価の内容についてご説明を賜り、区の所管課の方から対処方針（案）が示されておりますので、これについて、これでいいかどうかということはなかなか時間的に難しいかと思いますが、自分としてはこういうことを考えているので、この対処方針でいいとか、あるいは、こういうことを求めて言っているわけではないのでこれではどうかとか、もしそういうご意見がございましたら承りたいと思います。きょうは外部評価の内容について、正確に委員会として内容を理解し、確定していくということにしたいと思います。

それでは、最初に安全・安心のご担当 委員。では、 委員、よろしくお願ひいたしたいと思います。では、最初の政策とその下にぶら下がっております施策についての外部評価意見ということで、よろしくお願ひします。

委員 はい。これは、既に提出した外部評価について、ここで簡単に申し上げればいいということですね。

会長 そうでございます。それで、もし、所管課の対処方針につきましてもご意見がございましたらということでございます。

委員 わかりました。

この外部評価を提出させていただいたのは昨年12月末だったというふうに記憶しておりますが、その提出した内容について、表記やもしくはその内容が若干不適切な表現などがあるというようなご案内をいただいたのが先週だったかと思うんですが、それで、最終的に対処方針について書いたものが送られてきたのが金曜日でしたでしょうか、金曜日の夕方だったと思うんですが、正直申しまして、全く個人的なことで恐縮なんです、今ちょうど入試の時期でして、ちょっと本当に時間がなくて、残念ながら対処方針について十分週末に検討する時間がなかったものですから、この対処方針については今初めて拝見しているような状況でございます。

したがいまして、あくまでも外部評価、私が記入させていただいた外部評価についてコメントさせていただくということにさせていただきたいと思います。

会長 それで結構でございます。

委員 まず、政策ですけれども、こちらに内容への評価というところで明記しましたとおり、区民の生命、財産に直結する問題であって、非常に関心が高い問題であるわけですので、そのときの財政状況などで左右されることなく、粛々と実施をしていく必要があるだろうということが大きく1点ございます。

特に、昨年9月に、杉並区では豪雨による被害があり、区民生活を直撃したということで、危機意識が高まっているという背景もあるかと思えます。限られた予算を効率的に執行するためには、事業の統廃合や連携なども積極的に推進していくべきではないか。さらに安全で災害に強いまちづくりということでさまざまなステークホルダーが存在するわけですけれども、そういったステークホルダー間の連携・協働というものを日ごろから見据えて政策を立案していくということが、最終的にはその有事の際に力を発揮すること、もしくは実質的な効果を生み出すことになるのではないかなと考えて、これを評価内容を書かせていただきました。

個々の施策につきましては、まず災害に強い都市の形成ということで、これは今後の方向としては拡充していくべきだろうと。先ほど申し上げたとおり、防災に対する区民の意識というのは非常に高いものがあるので、今後も積極的に取り組んでいくべきだろうと考えました。さらに、区民への説明情報提供といったことがやはり大切な分野でございますので、これも専門家やNPO等と区は連携を図っていくということも大事だろうと思えます。

引き続きまして水害対策の推進ですけれども、これについても、先ほど申し上げたとおり杉並区では被害が昨年の集中豪雨で出ているということもありますので、引き続き拡充していく必要があるだろうと。区民に対する十分な説明や情報の提供のあり方などについても、今後再考していく必要があるというふうに思いました。

それで、協働についての記述のところ、急務に対する工事の請負というものが出てくるわけですけれども、これを広い意味での協働というふうにとらえるべきかどうかということについては、若干、リザーベーションがあるというところでございます。

引き続きまして防災力の向上ですけれども、こちらについても拡充していく必要が今後あるだろうというふうに考えました。ここについては、全般的に事業間の連携強化を試みる必要があるのではないかとこのように思いました。特に、例えば防災マップづくりや各種訓練などでは、住民の参加が非常に活発に行われているものと、そうではないものがございますので、特に例えば避難場所への誘導といったようなことについては、なかなか住民の参加が見込まれていないということですので、そういうことについては、できる限り今後他の事業との協力もしくは統合などを通じて、より効果が上がるような方向を検討していく必要があるのではないかとこのように思いました。

簡単ですけれども、以上です。

会長 お忙しい中、ご意見をちょうだいしたご様子でございます。

今、委員からのご発言がありましたとおり、私、会長の方からも事務局に少し申し上げた点でもありますが、今回いろいろこの外部評価の取りまとめの過程の段階で、各委員の方に、若干、やはり事務局として少し越えるような行為があったというふうに受け取られても仕方がないようなことがあったことにつきましては、私としても遺憾に存じまして申しわけないと思っております。

それで、対処方針（案）、そういうことで、この対処方針（案）というのを、一部はまだごらんになっていないということで、私個人的には、今の委員のご発言にありますとおり、事実誤認という点があるとすれば、それは直すということはあるとしても、例えば協働の定義は後でまたお話し申し上げますが、委員の最初の、例えば連携して施策をやると言っているのに対して、区の対処方針は個別でいこうかなど。それはそれで逆に方向が逆向きになるんですが、これはそれでそういうふうに思えるのであれば、それは最終的には、また、区民になり区議会の方で、外部評価のそれぞれの委員の見解と、場合によってはまだ調整の余地がございますものを、食い違ったままであったとしても、これはこれで区の方の対処方針がこれであれば、これはもう、ある意味ではここは見解が分かれるところであればそれはいたし方ないので、余り無理に軟着陸を試みる必要はないと思いません。

ただ、この対処方針をさらに各委員の方が読みこなしていただいて、こう読むのももっともかなというふうな判断をされれば、それはそれでまた、そういうふうに修正等の作業に移りたいと、思います。

それで、委員のご発言の中で、1カ所だけこれは事務局からお答えしていただいた方がいいかと思いますが、確かに通常の言葉の協働という意味合いの中には、請負等が入るとはこれは思えないんですが、区で出されているパンフレット等の協働等の定義の中には、これはいかんという言い方もあると思いますが、民間委託であるとかいうことも含めて「協働等」という定義を既になさっておられますので、ここはそういうふうに理解していただくほかないとは思いますが、しかし、それ本来が目指している区民との参画・協働化と言われれば、それはそういう意味合いではないと思いますが、そういう、こら辺の用語の使い方等につきましては、一般区民の方に対する情報、協働等の概念の浸透ということが当然まず必要だと思いますが、そういう知識がないような方がこのシートをお読みになった場合には、やはり今の委員と同じようなご意見が出るわけでございますから、

これはやはり外部評価報告書なり行政評価の報告書の中で、少し改善を図っていったらどうかというふうに思いますが。

事務局の方として、対処方針はいいですが、今の委員のご指摘のことについて、ございますか。協働等の概念の説明をちょっとしていただけますか。

行政改革担当副参事 はい。委員の方の協働に関することですけれども、いわゆる協働等とちょうど言っているのは、民営化、民間委託、それとNPOとか区民等との協働、それをひっくるめて「協働等」という言い方をしております。また別に、例えば杉並で協働ガイドラインという指針をつくっておりますが、その中では、協働の形態として、委託であるとか補助、助成、事業協力、実行委員会、協議会方式のもの等々、幾つかの形態を定めておまして、今回の事務事業評価におきましても、この形態別に、記載しているところでございます。前回の委員会でも、委員からでしたか、ちょっと、協働の見地ですと、不明瞭、わかりにくいといったようなご意見もございましたので、次年度以降、この辺のところをもう少しわかりやすいように、事務事業評価では協働との形態を精査させていただきますまして、より明確にしていきたいと思っております。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、対処方針（案）については、皆さんご多忙でまだ十分チェックされていないということでございますから、これはもう少し時間を置いて私が最終的には責任を持って対応をいたしますが、各担当の委員の方におかれては、この内容をさらに精査をしていただいて、これでやむを得ないとか、これは自分の言っていることとは全く誤解に基づいて、こういうことは逆に言えないのではないかとか、そういうご意見等を事務局の方にお寄せいただきたいと思っております。

補足等はございますでしょうか。委員。

委員 いえ、ありません。

会長 よろしいですか。それでは、そういうことで、もう少し時間がお手すきになったときに、外部評価の所管または仕様書につきましてご検討を賜りたいと思っております。

みどり・環境分野は私が担当でございますので、私の方からご説明をしたいと思います。お手元の資料の10ページ目からになっているようでございます。書いてあるのは、評価表の記入方法などについての評価ということになってはいますが、これは結局、いろいろな政策なり施策がされてあって、杉並ではとりわけレジ袋等が世間では非常に話題になっておりますが、それは象徴的なことであって、環境の配慮行動というのはいろいろあるわけで

ございます。環境負荷が一番かかっているかというのは、決してレジ袋ではないわけで、環境配慮行動でそれぞれの区民なり地元業者等が何をやれば一番環境負荷の軽減になるのかというような、基本的な政策が必要であると思います。区民としてはどういう行動をやればいいのかという目標を設定するべきではないかというようなことを書いてあります。

それと、もう一点は、そうはいいながら、区とか区役所ではなかなか頑張てできない。あるいは、区の行政でやってもなかなか、結局区民が動かないとなかなか効果が上がらない、そういう問題がありますので、そこら辺をもう少し精査をされたらどうかということに対処方針はお書きになっていて、特に私は問題ないとは思いますが、そういうことが大きな政策としては言えると思います。

次に、13ページ目の環境施策の枠組みづくりということでございますが、これもなかなか難しいところで、環境博覧会での参加者数とか参加率というのが指標になっているわけですが、これもよく言われるのは環境家計簿をつけようとかいう話もあるんですが、環境を研究している人とか環境のご専門の方に聞くと、やはりそういう個々の家庭において環境家計簿的なそういうものもつけないと具体的な行動レベルにはなかなか行かないので、こういう意識啓発的な博覧会への参加者数、だから、参加率ということだけではなかなかうまくいかないのではないかなというようなことを書いております。

これはほかの中央省庁等でもそうなんです、参加してどういうふうに活動が変わったかどうかということが一番重要であって、参加することに意義があるわけではないんですね。農水省とかが牛乳の消費拡大で、どれくらい参加しましたかとか、よくやっているんですけど、それと同じような問題で、そういうことをご配慮いただきたいと思います。それについての対処方針（案）については、特に、私は問題ないと思います。

次に、ごみの問題であります、15ページに書いてございますが、これも現場レベルのことでお考えいただいておりますので、対処方針等は問題ないとは思いますが、結果的に地域によってかなりばらつきが出てきているわけですね。持っておられるデータをもう少し地域別とか、精査をしないと、マクロ的なことでごみの排出量がふえたとか減ったとかリサイクル率というのは、これは非常に重要なことですが、政策の改善等に持っていくためにはいま一つのご努力なりが必要ではないかということだというふうに思います。

それで、若干、後でやりとりの中での区のお考えをお聞きしたんですが、指標の定義式とか表現が、ごみのご専門家だろうと思いますが、専門用語が多用されていまして、ここ

に書いてある平均組成率なりとか書いてございますが、なかなかこれは読む方が理解に苦しむのではないかということで、先ほどの協働等と同じことなのでございますが、これはマーク評価であると同時に、政策評価は区民の方にもご覧いただく 実際にご覧になる方は少ないかもしれませんが、一般の方がお読みいただいても理解できるということが重要でございますから、主とした目的が内部評価にあるとしても、これはやはり言葉の使い方等はやはりわかりやすくしていただいたらどうかということが、とりわけ申し上げたかった点でございます。

次に、17ページ目でございますが、これはレジ袋、マイバッグ等の話を書いてございまして、これは非常に結構なことだと思います。有料化の試み等も結構なことだと思います。しかし、これも環境配慮行動の推進という施策からいって、象徴的な効果はあると思うんですが、例えば、ここにも書いてございますとおり、私もわかりませんが、有料化してどれくらいスーパーで減っているのか等がよくわかりませんものですから、できますれば具体的にマイバッグを持参すると、どのような減量化に効果があるのか等の今後の改善をしていただければいいのではないかというふうに思います。これも、対処方針につきましては、別に異論はございません。

次は公害の防止の19でございますが、これは区の行政としては非常に難しい点でございますが、大気汚染とか騒音振動の抑制というのは、一応、環境規則等は決まっておりますが、これは区で例えば道路の整理をするとか、騒音振動対策をするといっても、限界がございますものですから、指標はいいのですが、これはなかなか、区として何をすべきということは非常に難しい。これは対処方針にもお書きになっておられるとおりでございますが、結局、環境調査をやって現状がどうであるかという報告になっておりまして、これはむしろ、チェック指標的な役割で施策の評価的なものとしては、ちょっと考え直した方がいいような感じもしておるところでございます。

施策の20のごみの排出の適正化及び収集サービスの向上と21ページ目であります。これは若干、意見は違うところがございますが、難しいとは思いますが、外国等をよく旅行していますと、深夜に近いような夜間や、早朝の時間帯にごみを収集処分しておりまして、いわゆる昼間のデイトイムには日常ごみがないという状態になっておって、それは美観とか景観の問題もあるんですが、作業する方も、特に夏季の日中には非常に危険で、肉体的にも過酷な労働条件の中でされているわけがございますものですから、そこら辺は、一定のご理解は区民の方も得られるのではないかというふうに考えております。これはいろ



いろいろまたご検討を賜ればというふうに思います。

もう一つ、いわゆるアンケート調査の評価でございますが22ページにあります、区民による評価、いわゆる意識調査でございますが、これはマイバッグの持参率を見ますと、区民の平均の数字よりも大幅に上回っておりまして、全体的な平均とは少し違うという印象であります。

それは、いろいろ調べてみると50歳代以上の回答者が多いということで、やっぱり一定の年齢層と申しますか、余裕と申しましょうか、生活のそういうゆとりが出てこない、なかなか環境意識というのも、日々の生活が非常にお忙しい方は難しいのかなということもあります、逆に言えば、今後、高齢化が進んでくれば、案外、環境問題というのも、うまくいくような感じもしております。そういうことでございます。

それで、若干大幅にはございませんが、対処方針（案）についてはまた今後検討を深めていきたいというふうに思っております。特に私の方からは、大きな意見はございません。

では、続きまして、健康・福祉分野、これは 委員。よろしく願いいたします。

委員 私も、対処方針等については、まだ細かく見ていない。それから、初めてでもありまして、どういうふうに外部評価をするとかというのはよくわからなかったんですけど、この表だけで見ればいいのか、あるいは、いただいた資料とかをいろいろひっくり返したりなんかして見てはいたんですけども、いろいろな数字が出てきたり、よく、ちょっと理解していない面もあるとは思いますが、全体的にちょっと感じたということで、お話をさせていただきたいと思っております。

政策7、共に生きるまちをつくるためにと、この確かに成果目標ということでいろいろと数字が羅列されてきまして、それから、こういう目標とか、そういうのもいっぱい出てくるんですけども、どうも、目標を追求する余り、本来の施策の政策の趣旨というんですかね、意義というものが忘れられていく可能性があるんじゃないかという気が何となくしまして、数字の裏にあるものがだんだん見えてこなくなるという気がして、数字のひとり歩きということが何となく気になったというのが全体的な印象であります。

例えば、ここにも外部評価で書きましたけども、特別養護老人ホームの入所平均待機期間が短縮している。これはいいことだと、こういうことに評価しているようですけども、実際には入所指針の厳格化という要因があるわけですから、ということは、厳しくしたから待機期間が短くなったと、あるいは、条件が厳しくなれば対象者が減るわけですから、待機期間が短縮されるのは当たり前ではないかという気がしますので、その辺の数字だけ

を目標にするとそういうことが起こりかねないのではないかとというのが気になりました。

それから、やはり、全体的に見て、同じような政策、施策が幾つにも分かれている。中にも、書きましたが、33と34の施策はもうちょっと一体化した方がいいのではないかとか、これはさっと対処方針を、先ほど見た限りではいろいろ細かくした方がいいというようなことは書いてありますけれども、全体的にはやはり効率化ということに欠けるのではないかと。あれもやりたい、これもやりたいということは、この分野は特に往々にして多いんですけれども、そういう感じがしてならなかったんですけれども。

それから、施設、施策30でゆうゆう館という話が出てくるんですけれども、こういうものをつくって、何となく高齢者を対象に入浴サービスをしているとかいうことがあるんですけれども、もう少しソフトの面で、いろいろ考えてみたらどうなのかなと。生きがいを感じている高齢者の割合が83%と、に出ているんですけれども、本当にそうかな、そこまでいくのかなと。あるいは、もう少しソフトな問題として考えて、若年層との交流とか、いろんな、余り金のかからないこともできるのではないかなというのが私の考えというか、印象でありました。

これから高齢者がどんどんふえるわけですので、あるいはそういう、今言われている団塊世代が持っている技術をどう生かすとか、あるいは、教育の方にそういった知識を、高齢者の知識を生かした方がいいとか、いろんなことが言われているんですけれども、そういうソフト面での観点はやや全体的に少ないのではないのかなという気がいたしました。

あと、細かいところはいろいろ書いてありますけれども、また、それは何かご議論があれば、またご指摘いただければ、またお答えできればということであります。

以上ですが。

会長 アンケートについては何かございますか、区民評価のものについて。41ページでございましょうか。

委員 そうですね。アンケートについては32ページ、施策33、外出等に関する調査で、17年度で数字がなかったりとか、それからアンケートが、ほかに、例えば在宅介護の場合の家族の負担がどの程度大きいとか、そういうのをやっぱりもう少し調査したりアンケートしたりしてもいいんじゃないかなという気がいたしました。

ですから、何か、やはりアンケートの仕方あるいは数字のとり方ということにも、ここで、最初、私のここでの最初の意見も、やっぱり数字というのは恣意的な数字というのは幾らでもつくれますので、その辺のところを注意されたらというか、そういう意図はないとし

でも何となく数字を目標にしちゃうところもありますので、もう少し実態を調査なり、されたらいいのではないかなと。

それから、最後のこの施策37、国民健康保険及び国民年金の運営については、国の制度であり、どの程度まで書いていいのか。杉並区の方がどの程度まで、評価することによってどの程度の施策に反映できるのかなというような疑問がちょっとあったのも事実です。

そんなことでありますが。

会長 ありがとうございます。

最後の国民健康保険及び国民年金はご指摘のとおりなのでございますが、区の対処方針（案）にも書いてございまして、また、後ほど外部監査項目のあれにも関連が強いんですが、収納率を上げるとか、これは区のそれぞれの仕事でございますから、そういう非常に実務的な案じゃないと、なかなか直接の区の関与はないことは確かでございます。ありがとうございました。

それでは、先に、では全般的にまずご報告いただいて、それから議論をしたいと思いません。

それでは、続きまして、産業経済・区民生活分野、これは 先生。

委員 42ページ、43ページは政策ですが、それからそのあとに二つほど政策がついておりますが、まずこの政策というのは大きく分けて、中小企業の勤労者に対する福利厚生的な歴史的な背景を持つ事業と、それからNPOあるいはボランティアの活動に対する支援という、そういう二つの柱になっておるわけです。それを統一的な目標で表現しているわけですが、何とも勤労者の福利厚生と新しくNPOボランティアの活動支援というのを統一的に表現するのに、かなり無理にこう文章にしているというのが私には感じられまして、目的というか、ベクトルの向きがかなり違うというふうに見た方がいいんじゃないかというのが、まず全体的な私の感想です。

ただ、全体の杉並区の政策の体系で数を幾つぐらいにこうするという中で、多分こういうふうに乗ねたんだろうという背景はわかるにしても、それを統一的な政策と見るのはかなり無理があるというのが印象で、結論的には次の施策レベルでは、勤労福祉分野はもう明白に、ベクトルを縮小方向のベクトルにかじ取りを切ったらどうでしょうかと。そして、NPOボランティアの方のかじ取りをもっと明確に切って、我々はそちらを支援するというふうにしたらどうだというのが全体的な私の提案です。

43ページにはその辺の全体的なことが、二つの目標が無理に表現しているからそこに無

理があるよということを申し上げております。それから、個別的な話の中で一つだけ気になったのは、NPOの支援の中の業績指標の中で、基金の繰り出しということが結構重要な成果指標として扱っておるんですが、基金の繰り出し額というのは、ほかでもありまして、最近この評価表を整理して、投資的な経費は別に外して、経常的な経費でまず評価を見て、投資的な経費はもう少し長いタイムスパンで見るというのと同じで、この基金繰り出しをその数値の評価指標として見ると、ぼんとはね上がったたりするようなのが出てきて、ちょっとそれを見たときの評価のものの文章がかなりバイアスが、上にしても下にしてもかかり過ぎるだろうと。基金の繰り出しというのは、要はアウトカムレベルにはまだまだほど遠い話で、それが実際にNPOに事業として支援資金として算出された段階で初めて本来の目的の事業費化されるわけだから、その基金の繰り出しの取り扱いは資本予算として扱うべきだというのが全体的に感じたところで、それは書きまして、それに対しては対処方針もそういうふうにしたいという記載がございますが、そのとおりだと思います。

以上二つが全体的な話で、それで、45と47が個別で、45の方が勤労者の福利厚生支援の事業になります。私は、明確にかじ取りを切れと言ったのは、そもそも縮小傾向にある事業だし、国庫補助も廃止されているし、中小企業の勤労者向けの事業を杉並区が行うというのには無理があるのではないかと感じます。勤労者の福利厚生はもうちょっと広域自治体でやるような方向に切りかえた方がいいというのが私の発想なんですけど、それは見解の相違で、区では、まだ重要な意味があるということで、それは仕方ないですね。見解の相違があるということが下の方の対処方針にはあります。それが半分の勤労者福利厚生面ですね。

47NPO・ボランティアの活動をしやすい場の環境整備ということで、ここについては、一つ気になったのが、先ほど申しました、基金というレベルで事業評価をすると誤解を招くということ。それからもう一つは、すぎなみNPO支援センターを設置してそれから支援機構に委託したということが今回の新しい施策として強調されているわけですが、ちょっと中身が具体的に見えないところもあるんですが、あたかもNPOすぎなみが既にあって、そこにすぎなみNPO支援センターというのを設置して、そして委託したというふうな記述からしますと、いわゆるNPOサポートセンターの組織をいわば支援するために支援事業として支援センターをつくったかのように読み取れる記述になっておりまして、ちょっと気になってですね。本当に中間組織の支援としてのそういう組織をつくって、結果として支援機構に委託したということになっているのかという、その辺の、なぜ委託した、

委託したことが本当に中間組織の支援になっているかということの説明がないと、組織のために事業をつくったかのように見えますよということが指摘したかったことです。

それから、全体的に、基金でNPOを支援するというその趣旨はわかるんですが、やっぱり基金というのは、財政の方からそちらの基金に繰り出してそれでNPOに支援するとなると、市民の側からのNPO支援の負担感と言ったら変ですが、自分の身銭を切ってNPOを支援するというその感覚が非常に弱くなって、議会で議決して支援するということになりますので、僕の提案としては、より負担感を伴ったNPO支援になるような、今、一つの例としては千葉県の市川市がやっているような、自分の住民税の1%をどこに振り向けるというのを一応応募して、それを間接的ながら基金から出していくときの得票に換算するとか、そういう負担感のある支援制度に少し方向を、目を広げていていただきたいというのは、私の提案として出しました。それが、二つの事業で。

最後のアンケートについては、住民の方々のアンケートは、区がNPOボランティアに対する施策はおおむね好評という格好になっておるんですが、ただ、評価指標としては、認証団体数を幾つ幾つまで上げるとか、幾ら幾らのお金を使っているというところでもって住民アンケートをとっていると、多分住民のおおむね結構というこの評価は、この程度ならばやって結構ですよというぐらいの、余り、積極的評価というよりは悪くないから結構ですよというぐらいのところにとどまったこのプラス評価だろうと、僕はアンケートの表から感じましてですね。より高いレベルのNPOボランティア支援のアンケート評価になるようなレベルまでもっと上げるような、目標設定にせよ、あるいはアンケートのとり方にせよ、もうちょっと高いレベルを目指していいんじゃないかというのがアンケートについての私の印象です。

以上です。

会長 ありがとうございます。少し対処方針(案)とはかなり隔たりがあるところもございしますが、これは後ほどまた検討したいと思います。

それでは、委員。自律・教育部門ですか。よろしく願いいたします。

委員 「政策13の魅力ある学校教育のために」を担当させていただきました。やはり教育問題としては、17年に杉並区においては教科書問題があり、日本全国の問題として平成18年にはいじめの問題がかなり起こりまして、杉並区としては、また、3分の1の方が私立中学校に進学しているという事実もありますので、学校評価アンケートとかも今現在行われているようですので、ニーズに沿った事業を重点的に実施することが政策として効果的

なのではないかと思います。

また、教科書問題において、教育委員会について問題が起こりましたけれども、地域との連携を図る成果目標、例えば土日とか夜間に開催するとか、地域で開催するとか明示されておりますけれども、保護者と学校、地域の声が直接反映される教育委員会制度そのものを構築する方が、開かれた教育委員会の推進等考えますと、問題提起とさせていただきますました。

それでは、施策に。施策の52、教育施策の執行体制の確保、これは教育委員会の問題なんですけれども、区民の意向や教育現場の意向が少々届かなかったのかなという印象を受けましたので、区民の意向、現場の意向を把握するための成果目標を立てるようにも先ほど申しましたけれども、やはり直接声が反映される教育委員会制度を構築していただきたいと考えます。

次に、施策53、豊かな学校教育づくりですが、この施策はプロジェクト事業がたくさん集まっている施策になっております。ニーズの低い事業や費用対効果の低い事業については、統合廃止を検討していただきたいと思います。また、区民の教育水準に対する期待は非常に高いので、在籍率を高めるのであれば、ニーズを把握した事業が必要と考えます。

特に、学校評価がこれから入ってくると思いますけれども、評価だけで終わらせなくて、行政としてはそれを改善につなげる仕組みを構築していただければと思います。また、これは私の私見ですけれども、中小一貫教育で杉並区は特区で英語教育ということを打ち出されておられるようですけれども、総合学習とかで英語学習をなさるのは結構だと思うんですけれども、基礎学力のまず向上が問題ではないかと、これはあくまでも私見ですが思います。

次に、施策54、児童・生徒の健康維持及び安全の確保ですが、アレルギー性疾病・小児生活習慣病・けがによる災害給付がふえているようです。ウィルスによる集団発生も毎年この時期になると騒がれますし、費用対効果の高い学校給食の委託化によって節減された予算をこのような安全対策や衛生対策・失業相談に使っていただきたいと思います。また、体力向上や食育に関しては、地域の家庭、学校の連携づくりを進めていただければと思います。

特に、鳥インフルエンザの問題とかで、学区内にある一定割合においては、やはり薬を据え置いたりとか、これは各関係部局がまたがる問題だとは思いますが、例えば病院といっても、病院に全員かかった生徒が入るとするのが難しいとなると、学校を病院

のようにしたりすると。そういうやはり訓練といいたいでしょうか、そういうものも必要なのではないかと思います。

協働等の評価になるんですけれども、今後どんどん協働化が進んでいくと、協働先に問題があったと、そういう問題がふえてくると思いますので、やはりこの監視・防止体制の徹底を図りたいと、お願いしたいと思います。

次に、教育施設の整備・充実ですが、これはやはり関係部局と資金計画の検証を行っていただき、質とコストの両面から最も効果の高い入札方法を検討いただきたいと思います。

次に、施策の56の学校教育の環境整備ですが、ここはちょっと幼稚園の定員割れ状況がかなり続いているということですので、やはり区民のニーズの高い保育所の一体化を図っていただき、また、それについても民営化も進めていただきたいと思いますという意見です。

また、教職員研修所秋川荘についてなんですけれども、他の関係部局の、区民生活部だと思いますが、杉菜とか富士学園とかコニファーいわびつとか、もう一つ弓ヶ浜でしょうか、そういうものは指定管理者として民営化を図られて、中には営業利益の半分を区へ渡している民間会社もありますので、そのような区としても実績をお持ちですから、そのような方法も検討いただきたいと思います。

次、施策の57、多様な教育機会の提供ですが、やはり多様化・重複化する障害や各種原因による不登校、情緒障害児のための通級学級や必要性の増大、さらに特別支援教育のニーズを把握していかなければなりませんので、組織的・専門的なサポートシステムの構築を望みます。

また、専門性という観点から、障害児学級運営や障害幼児介助員については、NPO等の協働化を推進する方向でいらっしゃるようですので、適切と考えます。

次、施策の58ですが、就学についての経済的支援。これはやっぱり、区立幼稚園や重度の障害児の入園を認めていらっしゃる、また、区立幼稚園については障害幼児介助員等の報酬が支払われておりますので、私立幼稚園において重度の障害児の入園を受け入れた場合は、心身障害児教育対策費補助金というのは少々少ないようございますので、この金額について見直しをしていただきたいと思います。やはり、不公平感をなくすという点からお願いしたいと思います。

あと、奨学資金の貸付について、かなりの償還率というものが、努力されていようがやはりなかなか上がらないということですし、やはりノウハウとかからの観点から見ても、回収業務については、回収業者、貸付債権の売却の検討をいただきたいと思います。

アンケートについてですけれども、やはり杉並区については、非常に教育水準について望む声が高いと、そういうことが今さらながらはっきりとわかったと思いますので、その点について学校と目的や目標が共有されれば結構かなと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

今、全員の方から報告いただいたんですが、ちょっと、ことし、後で考えてみますと、ご負担といいましょうかね、施策の数が随分見合わすと違うなということで、非常にご負担をおかけした委員の方と、ちょっとばらつきがあったようでございますが、これはまた来年度の場合には、ぶら下がっている施策等の数が余り大きく違わないように少し配慮をしたいと思います。

それで、若干、議論をしていただき……。

委員 すみません、区政経営分野が。

会長 すみません、抜けていました。どうぞ。まだありましたね。失礼しました。

委員。

委員 では、簡単に。

すみません。66と67で区政経営分野ということですが、これが政策ですが、67の真ん中辺にちょっと外部評価とか何か、この事業というのは、いわゆる区政を支える基盤と称していますが、中身としては総務事務、経理事務、危機管理事務、選挙管理事務という、実に、ほとんど、基盤というよりはその他事務といったようなものが入っておりまして、基盤と言えば基盤なんですが、それを統一的に評価するのがかえって非常にわかりにくくなるということがあるんですが、私が申し上げたのは、その中でもある程度の整理の仕方としては、住民への間接サービスと直接サービスぐらいに分けた評価指標で見たら、余りにもばらばらの感じが少しなくなってくるんじゃないかということが、一つ指摘したことです。

それからもう一つは、今回、要するに私どもの評価は全体としては顧客満足レベルで評価しているのが多いんですが、職員満足度レベルで、この、やる気指標というのが本杉並区の場合に入ってきているというのはなかなか独特のもので、非常に大事な指標じゃないかと思っていまして、そういうものを区政を支える基盤の中ではこのやる気指標というものをどう見るかというのをもうちょっと重みを持って、やる気指標の変化を内部評価でも、もちろん外部評価でもそうですが、注意して見るべきであろうかというのが全体的



な私の指摘事項です。

それから、個別施策では、69についてはこれは本当に内部の事務組織で庶務事務的なものですが、これは、今、杉並区でやっています民間事業化提案制度の仕分けの仕方で、僕が非常に気に入ったというか、印象に残っているのは、横軸に公権力性と縦軸に意思決定の濃淡というのを見て、その辺で仕分けをしていくという、発想がこういう庶務事務なんかの仕分けには生きてくるので、そういう今そちらでやっているような仕分けをこの評価指標の中で使ったらいかがですかという提案をいたしました。

それから、71は庁舎管理的なものだから、これも今の民間化提案制度なんかの成果を使っていったらいいんじゃないでしょうかということを申しております。

それから、選挙のところで僕がちょっと気になったのは、選挙管理委員会の評価指標の中には、選挙人数だとか投票所だとか、そういうものが成果指標になっているから、一番僕が気になったのは、投票率というのは、これは成果指標の一番大事な指標なのにどうして挙げていないのかというのを今日初めて気がつきまして。投票率というのは、これはやっぱり上げるといのは、行政機関というか地方自治体のいわゆる目標にしていんじゃないか。だから、選挙管理委員会が投票率を上げましょうというようなことで飛行機を飛ばしたりしているんだろうから。私はそれを評価指標としては扱うべきだということを提案いたしました。

それから、75は、さっき申しましたやる気指標を注意して見ていただきたいということを提案しております。

それから、77は、今度またこの危機管理的なものなんですが、特に危機管理の中で私が一番気になったのは、犯罪認知件数を下げるんだということがかなり主要な目標になっていますが、認知件数というのは文字どおり認知されたことの犯罪なわけですが、都会では、認知されない犯罪のドメスティックバイオレンスとか青少年犯罪というのは、認知されないけれど犯罪というのはいっぱいあるわけで、そういうところが大事な要素なので、あんまり犯罪認知件数に依存し過ぎないで、安全・安心を総合的に評価すべきだということを提案いたしました。

それは、アンケートがまさしく今の点なんですが、アンケートが78ページにあります、認知件数だけで評価し過ぎて、ちょっとバイアスがかかり過ぎますので、ちょっとこれは注意していただきたいと、この点は指摘いたしました。その辺は、答えの方もそうなので、ある程度は受けとめられているような感じで理解しております。

以上です。

会長 ありがとうございます。失礼いたしました、先ほどは。

これで政策評価の方についての外部評価のご意見を賜ったんですが、少し確認といいたいでしょうか、議論をしておきたい点は、一応この外部評価の見解というのは、個々の委員の方の見解というよりも外部評価委員会としての見解ということになるんですよね。たしか、そうですね。個々人名は公表しませんし、議事録でも、たしか、私の名前は出るかもしれませんが個々人のあれは出ないとは思いますが、それで、今、全員の方からご報告いただいた内容で、少なくともこの場でご確認いただきたい点は、ある委員がこういうことを意見としておっしゃっているけれど私としてはこれは全く承服しかねるというものがございませば、それはちょっと私の会長としての権限を越える話でございませから、もし、そこら辺までの意見の違いはなくても、もう少し趣旨を確認しておきたいというふうなことがございませば、この場でご確認をいただいております方が、区の対処方針（案）は別に構いませんので、いいと思っております。そういうことがございませたら、ご遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。いかがでございませしょうか。

かなりお聞きして、ポイントはずれてはいないと思っておりますが、若干、価値判断にかかわるところもないわけではないと思っておりますので、そこら辺で少し確認をしておきたいという点がございませたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

確かに、教育関係でも杉並区のはかねて教育熱心で、逆にそれが私立に流れるという傾向もありますが、いろいろ頑張っておられて、エコスクール化とか、いろいろされているようではあります。この教育の問題というのも義務教育レベルから市場メカニズムがかなり機能しておるものですから、これもどこまで区の公教育としていけるかというのが非常に難しい問題もあるかと思っております。よろしゅうございませしょうか。

それであれば、一応この外部評価ご意見の全体的な趣旨は踏まえるということで、対処方針（案）と外部評価のこの二つの関係で、若干の今後すり合わせの関係で、修正等があれば、それはもともと書きいただいた委員の方にも、もし修正をお願いする場合には、こういう格好で修正したいんですがいかがですかというご照会を当然かけて、そして最終的にそれでいいという段階で、また、事務局と私の方ですり合わせをするということにさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、我々としては区の対処方針（案）がいいかどうかというのは、これは最終的にはそれぞれ区の行政権限にかかわる問題ですから、明らかに、逆に今度は

区の対処方針（案）が全く非論理的であれば、これは当然我々から物を申し上げるということは可能であるわけですが、見解の相違というふうになってしまうと、これはいかんともしようがないわけでございますから、そういう場合には、むしろ我々としては外部評価の意見を、より区民の方に正確に伝わるように修文等を図っていった方が、区民の方にもあるいは区議会の方にもご参考になると思いますので、そういう方向にさせていただきたいと思います。

非常にご多忙な中、ほかの委員のところまで見る余裕がないということだと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

委員。

委員 私、一つだけお聞きしたいのは、去年、たしか、私、教育のところを担当したので、そのときに指摘した事項が今回どうなっているかというふうに、今、気になった一つは、中学校、高等学校の公立学校への就学率でしたかね、60%とかいう目標値を立てていて、実際には、最近、新聞にあるようになかなか公立学校じゃなくて私立に流れちゃうという、そういう、今、委員長が言われたような、実際には教育というのは、義務的な面と市場的な面とあるので、そのときに、杉並区が立てている平成何年度は60 ちょっとごめんなさい、今手元にはないんだけど、60%目標値そのものはずっと堅持するんですかということ去年私は質問したんですけども、それは現実にはなかなか乖離しちゃっている状況になっていったときに、区の目標と実際の公立学校就学率の差をどうするのかというのは、ぜひ、僕は区の担当の方に前回聞いたかったんですね。それは、もう見直さずにずっとこのまま、60%でしたかね、つまり高い水準に公立学校に来てもらいたいというのを堅持していくのかどうかということをお伺いしたいんですが。

会長 その前に、それはまず評価を担当なされた 委員にご確認を。そこら辺は何かそういうデータになっておりましたでしょうか。今、 委員がおっしゃったような。

委員 だんだん下がっていて……。

会長 目標値は変わっていない。

委員 変わっていないですよ。そのときに、ずっとこれで行くのか、それとも、そのギャップをどうやって説明をこれから区民に対してしていくのかというのは、私、去年もちょっと疑問になったまま、ちょっと記録として書いた覚えがあるんですが。その後ことしてはどうなるのかなというのが、ちょっと気になっている1点でしてね、それが。ちょっとお伺いしたい。

会長 それはお答えいただければお答えしていただくことにして、結局それはかなりデリケートな問題ですね。要するに、その看板を落とすとなると、ますます加速化するという場合もありますし。それと、逆に言うと、一般区民は、要するに倍の対価を払っているわけですね、要するに、区の教育費のコストも図ると同時に、みずから私立に行かせるということは、その授業料も払って、でも、なおかつ行くというのは、逆に言うと、区の教育行政に対する批判なりご不満とも受け取れるわけで、これは非常に難しい問題であって、かなり政策マターだと思うんですね。

だから、外部評価としてどこまで踏み込むかというのは難しいと思いますが、もし、今、事務局の方でお答えが可能であれば、せっかくの機会ですからお答えいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。後ほどでも結構でございますが。

行政改革担当副参事 在籍率の関係で、今、中学が22年度70%以上というのを目標としておρισして、先ほど委員の方からありましたように、今、64.2なんです、少しずつそれも下がりつつあるというような状況にはございまして、区といたしましても、魅力ある学校づくり、豊かな学校教育づくりということで、学校の魅力を高めていこうというような施策をいろいろ進めておρισして、学習内容に工夫をすとか、あるいは、教える方ですね、教師の質を高めていくとか、あるいはまた、地域の人たちを学校経営に巻き込んで、地域と保護者、学校が一体となって学校の経営も考えていくというような形をとって、この目標値を目指してやっいていこうといったような取り組みをしているということでございします。

会長 よろしいですか、そういうことで。それについて、それは今回の外部評価欄に書くようなところはございましたかね、そこのところは。委員、それはコメントで何か先ほどなさっていましたかね。口頭では何かおっしゃったような記憶が。文言として、外部評価意見としてお書きになっておられますか、今の在籍率の。

委員 私は、在籍率も大切なんですけれども、いじめの問題がありますので、成果目標としては、不登校生徒の割合や出席率等も考慮されたいとはお書きしました。

会長 そういうことですね。たしか、口頭では今の在籍率の話も教える。ですから、ここは委員から問題提起が出たんですが、これはどういたしましょうか。そういう在籍率についても、意見を申し上げることがありますか。よろしいですか。

委員 いやいや、別に。それはデリケートですが、やっぱり、議論としてはあってもいいんじゃないかという、その程度のことです。

会長　　そうですか。そういう状況であるという事実はどこかで、それはこれをごらんになればわかるわけですよ、評価表。それであれば、当面このままにしておきたいというふうに思います。

それでは、時間の関係もございますものですから、もう一度、各委員の方は、ご担当のところとほかの方のところをごらんいただくと同時に、区の対処方針（案）で、見解の相違のところはやむを得ませんが、自分の意図した外部評価意見を正しく理解されていないと対処方針（案）ができていくなれば、それは事務局の方に申し上げていただきたいと、思います。最終的な見解の相違なり意見の相違というのは、これはやむを得ないと思いますが、お互いの間違った理解に基づいて意見をお互いにぶつけ合うというのは、これは非常に悲しいことでございますものから、それだけがないように調整を図っていききたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと、思います。若干、調整に時間がかかる場合もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと、思います。

それから、もう一つ、我々外部評価としては財団等の経営評価というのも同時にございまして、これにつきましても本日ご審議を賜りたいと、思います。財団等評価が五つあるわけでございます。大分何か少し前のことで、自分がどこを担当したか、あいまいでございまして、最初に杉並区勤労者福祉協会。これはどなたがご担当　委員ですか。よろしくお願ひします。

委員　補助金依存度の高さというものが指摘されておりますけれども、補助金依存度の高さや管理費の増加というものは、区派遣職員の人件費に負うところが大きいので、責任の所在が財団にあるのか区にあるのか、あいまいと感じました。勤労者福祉協会の検討報告書にここに派遣職員を手始めに、職員数の適正化を図る旨の記載のとおり、区派遣職員は必要最小限度にとどめ、財団の責任を明確にする必要があると考えます。

また、17年度の総収入はかなりふえているんですけども、総収入を押し上げたのは補助金収入と財テクである、その年度においての財テクである基本財産運用収入が原因となっておりますので、事業収入はやはり前年度比に比べても減収となっております。会員数もここ数年は増加しておりませんので、会員数の増加に努められたいと、思います。

事業費については、事業収入を収入源を上回る節減はなされています。事業費や管理費は、上記のとおり区派遣職員人件費の削減が望まれます。

評価表記入方法などの評価については、一部、この財政の経営評価において、2005年版と2006年版で数値が違ふところが見られましたので、やはり一度公表された数値を変更す

ることは信頼性に疑義を生じますし、また適正な数値を前提としなければ適切な評価は成  
立いたしませんので、この点の確認をお願いいたしたいと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。一応、ほぼそれに見合った格好で対処方針（案）がで  
きているような気がいたします。ありがとうございます。

2番目の障害者雇用支援事業団のは私がやったことになっているようでございまして、  
これは特に問題はないんですが、強いて言えば、正規職員が8名で、いろいろなことをど  
れだけできるんだらうかという、業務内容とスタッフの関係について、どこか特化をする  
ことがいいのではないかというようなことが気になったという点でございます。

あとは、問題は、事業団を利用せずに就職したような人も当然おられるわけでございま  
すから、そういう方に対する指導や助言というのも重要であって、そこら辺も追加的な情  
報というのも評価表にご記入いただくといいのではないかというようなことで、対処方針  
（案）についても、特に私は問題はないと思っております。

スポーツ振興事業団は 委員でございましょうか。よろしく願います。

委員 はい、私です。

スポーツ振興財団、これも利用者がふえているということで、増加傾向にあるというこ  
とは非常にいろんな努力をされた結果だということで評価したいと思うんですけれども、  
最近、ここにある温水プールとか、そういう、いろんな民間のジムがありまして、私も  
実際にはそういうところへ行っているんですけれども、そういうところとの競合 競合  
ということ、競争ということを考えなくてもいいと思うんですけれども、それぞれ財団法人  
の役割というのがあると思うんですけれども、ただ、その辺ちょっとよくわからないとこ  
ろは、所管の対処方針と書いてある行政使用の多くは土曜・日曜日に集中し、さらに利用  
料が減額または免除となるとこう行政使用というのはどういうものかなという気が。ちょ  
っとわからないんですけれども。区が主催するものとか、そういうことなんですかね。そ  
ういうものを言っているのかなというのがちょっとよくわからなかったと。こういうこと  
がありますが、利用者がふえているのに収入に結びついていないというのはそこにあるの  
かなと、こういうことで、対処方針のところはそういう説明なんですけれども。

それと、もう一つ、対処方針で書いてあるのは、長期休場ですか、下高井戸運動場等で  
すね、3カ月、工事による長期休場がある、と。その分収入も減っているはずなんだがな  
と思うんですけれども、この点はちょっと合点がいかないというところが、対処方針のと

ころ、ちょっと、さっと読んだところですけども。というのが私の感想です。

まず、こういうのはなかなか、運営というのは難しいんですけども、やはりこれも区民の健康増進とそれからという役目も大きいんでしょうけれども、民間スポーツ団体、あるいは民間のそういうジムとか、そういうものとの役割分担というのをよく考えていかれたらどうかなというふうに思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。行政使用は今のご理解で多分いいんだと思いますが、何か事務局でありますか。多分そういうことですよ。

行政改革担当副参事 そういうことです。

会長 正しいご理解だと思います。

それでは、続きまして杉並区シルバー人材センター。 委員でございましょうか。

委員 まず全体的に今どういう状況かというのの私の理解は、杉並区でも高齢化が進行していて退職者数がふえてきたということの影響がここにもあらわれたということだと思います。それは具体的には高齢者会員が増加してきたということとか、それから、身の回りのというような家事サービスという仕事への受注がふえたというのがこの指標にあらわれているので、まさしく高齢化や退職世代の増加があらわれたと。それは営業という観点からすれば薄利多売型になってきたということなわけで、その薄利多売型の経営をうまくやっていくということがこれからこのシルバー人材センターに求められていることだろうということで問題を立てますと、一方では、区からの受注を受けると、薄利多売じゃなくて大きな事業を受けるので、仕事もレベルも高いのが来るので、労務提供者である会員からすると、それはいいんですけども、それでかなりの依存は落とさなくてはならないと。薄利多売型だとどうしてもコストが高いので、そのジレンマの中にあるよということだろうと思います。そういう認識は、私もまた事務局も共通の認識をしていて、対処方針は、そのジレンマにあるのでバランスを留意してまいりたいというから、何となく認識はしているけれども難しいねという、そういう認識だろうと思います。問題点の認識は共通しているんですが、難しいということも共通の認識にあるというふうには理解いたしました。ただ、それであっても、区からの依存度を低下させていくということは、やっぱり大きな枠組みとして何とか大きな目標にしてもらいたいというふうに思っております。

それから、目標の立て方で、これは記述が非常にわかりにくかったのは、「発注者」という言い方をしている、これはやっぱりサービスを提供主体という側の視点で物を書くな

らば、受注をふやすということで、発注者増という発想はやめていただいた方がいいんじゃないかと。発注者というのは、区民が発注するのであって、この事業主としては受注増なのであって、そこは主客がひっくり返っているんじゃないかということで、一番気になりました。その記述の仕方としてね。それは余り答えは入っていないんだけど、主客がひっくり返ったようなのはわかりにくいので、直してもらいたいというふうに思っております。

全体的にはそういう状況で、問題点の認識は共通していますが、どうするのかはなかなか難しいねというところだろうと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

最後に、杉並区文化・交流協会。 委員、よろしく願いいたします。

委員 私は、この財団の評価を昨年もさせていただいているんですが、そのときにも指摘させていただきましてとおり、補助金への依存度が依然として非常に高い。会員も減少傾向にある。前は横ばいだったと思いますが、今回は減少傾向。そして、国内・国際交流事業の参加者数が大幅に減少しているという実態から、この経営が健全であるということとはとても言えないのではないかと、考えにくいというふうに思いました。

団体による自己評価も、15年度、16年度は総合がAだったわけですがけれども、17年度になってBに落ちているということを考えても、いろいろ問題点があるのではないかとこのように思いました。

総収入が1億円未満ということで、そこに34人の職員が必要なのか。さらに人件費の比率も17.5%から23.4%に上昇しているということを見ると、経営が本当に妥当なのかという疑問が非常に残りました。ここは、ちょうど文化協会と交流協会というふうに二つに分離されたということがありますので、そういったことも影響しているんだろうというふうに思われるわけですが、それにしてもやはり、いろいろ、多々問題点があるのではないかとこのように思います。

今、外部評価に対する対処方針というところを拝見しておりまして、この中で、外部評価の指摘では一部誤解された部分もあったようですが、指摘された優良な経営に近づくように支援していくということで、この誤解された部分というのは何であったのかということをお聞きしておきたいと思っております。

以上です。



会長 ありがとうございます。

では、一応今の、一部誤解ですが、これは何のことでしょうか。もし、差し支えなければ、どうぞ。

行政改革担当副参事 はい。これは、一つは、総勢34人という職員数が妥当でしょうかというような質問があって、これは調べましたところ、16人の理事がいるんですね。これが無給の理事ということで、実質、この協会の事務に従事している有給の職員は18名ということで、18名はその事務の内容から見て妥当であるというような形で、協会としては判断をしているといったようなところだと思います。

会長 そうすると、これは 委員が、正確には、例えば18プラス16とお書きになれば別にそれでいいということですよ、多分。だから、34人というのは間違いではない。どうぞ、ご意見を。

委員 はい。経営分析のところ、総職員数というところで34というふうに出ておりますので、今のご指摘の点については、この中にここにきちんと、16人については無給なんだということを明記していただくとわかりやすいと思います。ここには、あくまでも総職員数が34というふうにしかならないので。

行政改革担当副参事 すみません。その辺は、きちっと分けるような形で来年度以降記述していきたいと思っています。

会長 今、各委員の方からご報告いただいて、財団等経営評価については、それほどご意見あるいは対処方針、これも案でございますが、大きな改良はないと思います。逆に、大きな問題がお互いに言っていないという 言っていないわけではなくて、ストレートに言っていないというようなところもあるかと思いますが、財団とか協会というのは当事者能力の問題もございませぬものですから、こういうような経営内容、むしろ経営の効率性なりということになって、これの存否を問うということになりますと、これはむしろ別の評価ということになるかと思いますが、今のご報告の中で、対処方針（案）はまださらに詰めてまいります、ほかの委員の方から、先ほどと同じように、自分としてはこれは見解は違うというようなことが外部評価の意見としてはございますでしょうか。よろしいですか。特に、大きな問題はないと思います。

とりわけ、今、 委員あるいは 委員からもご指摘があったように、表現とか数値、定義ですね、これはやはり、もう少し明確化を図っていただく必要があるというのは共通したご意見だと思いますが。

( なし )

会長 それでは、本日、財団等経営評価と政策評価の外部評価のご意見を賜りまして、もう一度同じことを申し上げて恐縮でございますが、各委員におかれましては、もう一度、ご担当のところの外部評価意見の確認と対処方針(案) これは見解の相違はいたし方 ございませんが、自分の意見に対して正しい理解のもとに区の対処方針(案) が示されているかどうかということをご確認いただいて、事務局にご連絡をいただきたいと思います。その上で、もし各委員の方に、外部評価の、内容は変わりませんが、若干の文章表現等で修正をお願いすることがあれば、それは各委員の方にまずお伺いをして、それから、私と事務局の方で調整を図っていきたく、こういうふうを考えておりますので、非常にご多忙の中、恐縮でございますが、ご協力をお願いしたいと思います。

冒頭、私からも申し上げましたとおり、今回いろいろ時期的な問題もございまして、あるいは初めてのご担当の方もありまして、いろいろご負担、あるいは、若干心苦しいとい いますか不快な思いをなさった委員の方もあったかと思いますが、次年度以降そういうこ とがないようになるだけ配慮していきたくと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、もう一つ大きな課題がございまして、きょうは外部評価の選考をやらないと いけないわけでございます。

これはお手元の資料2にございまして、ちょっと時間の関係もございましてから私の方で すべて議事をいたしますが、お手元の資料2の方に、まず今回個別外部監査の推薦候補を 各委員の方から、あるいはそのテーマをいただいております。

そして、次のページに、個別外部監査の具体的な推薦のテーマと実際にご担当された外 部監査の実施テーマというのが、過去5年分、事務局の方で表にまとめてございます。こ れをごらんいただきますとおわかりのように、外部評価委員会の推薦のトップのやつが必 ずしもなされているというわけでは決してないわけでございまして、最終的には我々が推 薦申し上げたものを区の方でお選び、最終的には契約者でございます区の方で個別外部の 監査人と監査契約を結んでいただくことになるわけでございます。

したがって、一応これは順位があるようでもございますが、三つというのは具体的に言 えば、具体的に言えば、実際的に言えば順不同ということで、今回お願いしたいのはこの 三つのテーマに焦点を絞っておきたいということでございます。

それで、お手元の資料2に各委員の方からご推薦をいただいたものがございます。この

中で、昨年度等々も絡んで、あるいは外部評価委員会としてどうかというような問題点等がございます。自動的にまず検討対象から少し順位が下がるのではないかとこのを先に少し、減点方式というわけではないんですがやっていると、前回ご審議いただきましたように、この外部評価委員会というのは入札監視業務も同時に行っているわけですので、委員のこの最初の入札・随意契約制度の有効性の評価というのは、これは非常に重要で一番緊急性があるテーマでもあるかと思いますが、これは入札監視の制度の中でもまた見ていけるかと思えますので、これについては個別外部監査から、今回の項目から少し優先順位が低いのではないかとこのように思っております。

そうすると、今の個別外部監査は、決して公認会計士であるとか監査法人に限定されているものではございませんが、過去の経緯からいたしますと、公認会計士あるいは監査法人の方がご担当になるということでございますので、具体的に言えば、事業費に関連するようなテーマ、それは収入も含めてでございますが、そういうテーマが具体的な、いい監査報告が得られるのではないかとこのように思われます。

そういうことでいろいろ考えてみますと、委員の高齢化対策と地域交通対策、これは非常に重要なんだと思うんですが、具体的に先ほど来ご議論をいただいておりますように、区の行政でされている線引きというのは非常に難しゅうございまして、個別外部監査なものですから、ちょっと、やや難しい問題が残るのではないかとこのように、これは個人的な意見ですがしております。

あと、区議会の政務調査費というのは、これも今は非常に世間の重要な課題になっておりますが、区議会マターについて区の行政のこの評価委員会がどこまで権限を行使と申しましょうか、やるべきかというのは、これもまた微妙な問題がございますので、これは住民監査請求というのも、当然、別途、区の監査委員に対してもできるわけですので、むしろ、そういうものでやるべきではないかという考え方もあろうかと思えます。

したがって、いろいろ考えてみますと、私からの提案ですが、委員の職員のやる気、これも非常に重要なことなんですが、公認会計士の方等をお願いするということは、コンサルタントだとかそういうふうな方にはお願いするというテーマだと思うんですけども、ちょっと悩ましいという問題があるんですね。

それと、国民健康保険と国民年金は、先ほど来委員からのご指摘があったとおり国の定める事業ということですので、徴税コストと国民健康保険と国民年金を全部合わせた

格好で、先ほど来ご議論があったような納付率を高めるとかというような中で徴税コストも考えていくということであれば、これは非常に、給食費の未払いも今話題になっていますので、そういうことはあるのかなという気はしてございます。

その点から言うと、私の提案した介護保険も、国の制度がかなり核になって、具体的に区がされているというよりも、それぞれの事業者なり、まあ、区で言えば社会福祉協議会、今はまだ一部されていますが、そういうことで間接的なかわりであるので、これも少し大変かなというような状況であります。

情報システムは、かつて2年ぐらい前にも上がっているのだからこれは残しておいてもいいのかなという気がしております、委員の防災対策というのも、これはまさしく協働等の絡みで事業費も結構かかっておりますので、区の防災対策事業として効率的あるいは協働等のかかわり等でやっていただくというのは、これは非常にいいことだろうというふうに思っております。

それで、子供の安全に関わる事業。これも昨年もたしか委員からご推薦をいただいて、これも非常に安全で、登下校時の問題等が課題だと思っておりますが、これも公認会計士等におやりいただくとすると、少しやや苦しいかなということがありまして、今申し上げたような区の防災対策事業、あるいは情報システムの開発と運用の経費と効果に、あるいは

委員のかねがねからもご指摘いただいている徴税コスト等、あるいは納付とか徴収の一層の徹底化といえますか、効率的な徴収方法なり徴収率も高めるといった中で、徴税コストなり国民健康保険等の運営も見えていくというようなことが、ご不満もあろうかと思いますがまあ常識的な範囲のような気がしますが、ご不満な方もあると思いますがいかがでございましょうか。

委員、委員、委員、どんなものでございましょうか。

委員 ええ。まさに会長がおっしゃるような感じで、国との関連のあれもありますし、それから、この委員会というとやりにくいものもありますし、役割というものもありますので、防災対策とかそれから情報システム、これはまさに重要でありますし、それから、区としてどうするかというのは今の時代としては大事ですし、それから、徴税コスト、この三つから議論するというので、私はもう全然、異義はありません。

会長 そうですか。

委員、よろしゅうございましょうか。ちょっと、これ、二つとも非常に重要なので、私個人的には、ちょっとなかなか、これを取り上げないということをするのは非常につら

い立場ではあるんですが、ちょっと、この委員会の性格上、少し苦しい点もあるかなという気がしております。

委員、よろしゅうございましょうか。

委員 はい。

会長 委員は、少しご不満が。

委員 いえいえ。

会長 大丈夫ですか。でしたら、かねがねご主張なさっております徴税コストをやらないうわけじゃないんですが、徴税コストをやるには、どれだけお金を収納しているかということがやっぱりまず大事でございますものですから、収納の効率なりを高める、コールセンター等、いろいろ、既に杉並区はされていますので、そこら辺を横並びで見るとやっていくというふうに。

では、もう少しこのテーマと理由等につきましては、私と事務局の方で調整を図って、今申し上げた3点を推薦し、区の方にご推薦を申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュール等につきましては、これは少し時間がかかるかもわかりませんが、事務局の方、よろしく願いいたします。

行政改革担当副参事 はい。長くご審議、どうもありがとうございます。

まず、きょう資料ナンバーがついておりませんが、四つ目の資料として、「18年度外部評価の総括な意見について」という記入シートをご用意させていただいておりますけれども、昨年度までは外部評価表の提出と同時にこのような内容も一緒に出していただいたんですけれども、きょうのように、出していただいた外部評価表に基づいて、いろいろ意見交換、論議をしていただいた後の方が、こういった総括意見等が書きやすいのかなというようなこともございまして、今回はこうした論議の後でこういうものを書いていただくという方法にいたしました。

内容としては、外部評価について、杉並区の行政評価制度について、その他として協働であるとか区の対処方針もつけておりますけれども、こういったことについてということで、それぞれご意見がございましたら記入していただきまして、お忙しい中まことに恐縮ですが、一番下に書いてありますように2月16日までにメールでご回答をいただくと助かるかなということで、よろしく願いしたいと思います。

この様式につきましても、本日、明日中には皆様のメールあてに様式を送らせていただ

きますので、これに書き込んで回答していただければ結構でございます。

報告書についてなんですけれども、第2回、それで第4回はきょうですけれども、ご審議の内容ときょう提出していただいた評価表、これを事務局の方で整理をさせていただきまして、また、先ほど会長の方からもお話がありましたけれども、事務局と会長とで相談をさせていただいて、一定の形が出てきましたら委員の皆様方にもお示しをいたしまして、ご意見をお聞きした上で3月下旬には報告書として出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

報告書完成までのスケジュールはこんな形なんですけれども、前回、委員の方からですかね、実際に事務事業評価表などを作成している職員の意見等をお聞きしたいというような、いわゆるヒアリングみたいなものなんですけれども、そういうようなご要望もございましたので、今年度はもう残りわずかですので来年度になりますけれども、例えば、6分野がございますけれども、2分野程度を選んでいただきまして、いつもは1回は2時間なんですけれども、ヒアリングがある回は3時間程度に延長させていただきまして、職員との意見交換のヒアリングの場を設けてみたらいかがかなというふうにも考えておりますので、その辺、委員さんたちでどのようにお考えになるか、ちょっとご議論いただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 そうすると、いずれにしても、今年度としては、もう、これで終わりですね。今のヒアリングの話は、確かにこれをご記入いただいて、今回も対処方針（案）というものが出てきて、逆に言うと、我々も少し驚くところもございますものですから、余り変な意味合いでご意見をお聞きして、萎縮するような格好でヒアリングを行うということはかえって逆効果だと思いますが、現場でどのようなお考えをなさって、どういうふうにご活用されているかというようなことについては、現場のご意見なり実務の、実際にお書きいただいている方のご意見を聞いた方がいいのではないかとするのは委員のご指摘のとおりでございますものですから、来年度にそういう機会を設けて、この外部評価がより円滑に、また、対処方針の方に生かせるようにしていきたいというふうに考えておりますので、そういう方向でまた調整を図っていきたいというふうに思っております。

きょうはこれで終わりにいたしますが、この外部評価につきましては、先ほど来何回も出ておりますように、今、別途されておられます民間事業者等の参入をするような提案制度と協働制度というのを組み合わせたような、サービスも、公共事業以外の分野も含めまして、区の行政サービスについての民間事業者等からの提案による新しい取り組みがなさ

れておりまして、その中でモニタリングとか監視をどうするかということも非常に話題になっておりまして、その一環としてこの外部評価委員会の役割も今後一層重要になってまいりますものですから、今後ともよろしくご支援を賜りたいというふうに思います。

若干、どうぞ。

委員 この最後の2月16日までに出すこの意見表は、この扱いはどのようになるんですか。このままの姿で、どこか、報告書の後ろに。

会長 いや、これは委員名の、個々人の委員の方のご意見が出ることは一切ございません。これは整理のためにいただくもので、なるだけこの各委員のご意見は、こういうご意見があったということは外部報告書の中に記載はいたしますが、たびたび申し上げていますが、あくまでも外部評価というのは外部評価委員会としての意見でございますものから、個々の委員名が出ることはございません。

したがって、先ほど確認させていただいたのは、そういうことで意見の相違があってはまとまりようがないので確認をさせていただいたことで、てにをは等は若干変わるかもしれませんが、基本的に各委員のご意見は何らかの格好で反映をさせていただくと、こういうことでございます。

それで、三つ書く欄がございますが、自分としては三つも書けないという、一つのことだけたくさん書きたいというのも結構だということでございます。

よろしゅうございましょうか。

委員 はい。

会長 それでは、若干時間を余らせておりますが、本日の委員会はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。